

項目別の計上方法の概要

1 経常収支

財貨・サービスの取引や、所得の受払、経常移転を記録します。「貿易収支」、「サービス収支」（両者をまとめて「貿易・サービス収支」といいます）、「第一次所得収支」および「第二次所得収支」の4項目に大別し、さらに各々取引種類によって詳細な項目に区分します。

1.A 貿易・サービス収支

生産活動の成果である諸品目の取引を計上します。「貿易収支」と「サービス収支」に区分します。

1.A.a 貿易収支

財貨の取引（輸出入）を計上する項目です。「一般商品」、「仲介貿易商品」および「非貨幣用金」に区分します。

1.A.a.1 一般商品

居住者と非居住者の間で経済的所有権が移転した財貨のうち、「仲介貿易商品」または「非貨幣用金」に該当するもの以外を計上します¹。

主な原資料は貿易統計ですが、貿易統計と国際収支統計では定義に違いがあるため、以下のとおり、建値、計上範囲、計上時期を調整しています。

<表 1> 貿易統計と国際収支統計における輸出入の差異と調整方法

	貿易統計	国際収支統計（一般商品）	調整方法
建値	輸出：FOB 建て 輸入：CIF 建て	輸出入とも：FOB 建て	輸入から保険料、運賃を控除します。
計上範囲	所有権の有無に関係なく、わが国の関税境界を通過した財貨	居住者・非居住者間で所有権が移転した財貨	所有権移転の有無に応じて、貿易統計の計数に一定の加算・控除を行います。
計上時期	輸出：積載船舶または航空機が発航する日 輸入：輸入が承認された日	輸出入とも：所有権が移転した日	

¹ 財貨の取引の一部は、「旅行」等のサービス収支に計上します。詳しくはサービス収支の各項目をご覧ください。

- (注) 1. FOB は Free on Board の略で、輸出国における船積み価格です。船積み後、仕向地までの保険料、運賃は含みません。
2. CIF は Cost, Insurance and Freight の略で、貨物代金のほか仕向地までの保険料、運賃を含みます。
3. 「一般商品」のうち貿易統計に含まれない財貨としては、価格調整金の受払や、居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨²等があります。

1.A.a.2 仲介貿易商品

仲介貿易で取引される商品の売買代金を計上します。

国際収支統計では、「仲介貿易」を「居住者が非居住者から財貨を購入することと、その後、同じ財貨を別の非居住者に転売することの組合せであって、この間、当該財貨が統計作成国の国境を通過しないもの」と定義しています。

非居住者からの購入を負の輸出、転売を正の輸出として計上します。「仲介貿易商品」は、FOB 価格で計上する「一般商品」と異なり、当事者間で合意する取引価格で計上します。

1.A.a.3 非貨幣用金

通貨当局が外貨準備として保有する金（貨幣用金）以外の金の地金等の取引を計上します。実物の取引のほか、海外の銀行等に開設した特定口座（金属を寄託する口座のうち、当該金属が番号や商標、重量等で特定されているもの）で受渡しする場合も含みます。

1.A.b サービス収支

サービス取引を計上する項目です。「輸送」、「旅行」および「その他サービス」に区分します。

1.A.b.1 輸送

旅客や貨物の輸送および輸送に付随するサービスの取引を計上します。船舶や航空機を乗員付でチャーターする場合を含みます。

² 居住者が非居住者から財貨を購入して通関することなく他の居住者に転売し、さらに財貨を購入した居住者が当該財貨を通関することなく非居住者に再転売した場合、最初と最後の非居住者との取引をそれぞれ輸入、輸出として計上します。

輸送手段に応じた内訳項目として「海上輸送」および「航空輸送」があり、さらにサービスの内容に基づいてそれぞれを「旅客」、「貨物」および「その他海上／航空輸送」に区分します。

（旅客）

居住者が運航する船舶や航空機等の輸送手段が非居住者を国際輸送する場合（受取）、および非居住者が運航する輸送手段が居住者を国際輸送する場合（支払）に、その輸送手段において提供されるすべての取引（運賃、機内販売等）を計上します。

（貨物）

財貨の輸出入に係る輸送および外国相互間の財貨の輸送を計上します。輸出入に係る貨物輸送代金は、「輸出国の関税境界を越えた後の貨物運賃は輸入者が支払うものとする」という原則に従って計上します³。したがって、わが国の輸入に関して、輸出国の関税境界を越えた後、非居住者の輸送業者が提供した輸送サービスはわが国の支払となる一方、わが国からの輸出に関して、わが国の関税境界を越えた後、居住者の輸送業者が提供した輸送サービスはわが国の受取になります。

（その他海上／航空輸送）

輸送に付随するサービス取引を計上します。例えば、荷役、保管・倉庫、曳船、代理店手数料です。

1.A.b.2 旅行

ある国に滞在中の非居住者（旅行者）が自ら使用するため、または贈与するために滞在先で取得した財貨とサービスを計上します。例えば、宿泊費、飲食費、娯楽費、現地交通費、土産物代等です⁴。

「旅行」は、「業務」と「業務外」に区分し、後者はさらに「教育」と「その他」に区分します。

³ 輸出入貨物に対する保険サービスについても同様の考え方を適用します。

⁴ 渡航先への往復運賃は「輸送」に計上しますが、「旅行」と旅客輸送を合算したデータを「観光関連サービス（旅行＋旅客輸送）」として公表します。

1.A.b.2.1 業務

ビジネスを主目的とする旅行者がビジネス以外で取得する財貨とサービスを計上します（ビジネス取引は、取引内容に応じて、他の項目に計上します）。ビジネスを主目的とする旅行者には、一時滞在している輸送手段の乗員、公務旅行中の政府職員、雇主のために出張している従業員、商用で旅行している自営業者等が該当します。

1.A.b.2.2 業務外

ビジネス以外を目的とする旅行者（休暇、娯楽・文化活動等を目的とする渡航者や、留学生・医療患者⁵）が取得する財貨とサービスを計上します。

1.A.b.3 その他サービス

「その他サービス」は、「輸送」や「旅行」に該当しない全てのサービス取引をまとめたわが国独自の区分です。

原資料は「支払又は支払の受領に関する報告書」ですが、同資料では捕捉できない小口取引も多いことから、そうした小口取引額を推計して補填計上しています。

1.A.b.3.1 委託加工サービス

財貨の所有者が他の企業に加工、組立等を委託した場合の手数料を計上します。例えば、石油の精製、天然ガスの液化、衣類の縫製や電子機器の組立の手数料です。

1.A.b.3.2 維持修理サービス

非居住者が所有する財貨について居住者が行った維持修理、および居住者が所有する財貨について非居住者が行った維持修理を計上します。例えば、船舶や航空機といった動産の修理・保守点検のほか、商品の売買契約に基づいて販売元が負担するアフターサービス（例えば、保証期間内の修理、保守）です。

1.A.b.3.3 建設

居住者が外国で行った、または非居住者がわが国の国内で行った建設・据付

⁵ 国際収支統計では、留学生や医療患者は、滞在期間にかかわらず元の国の居住者として扱い、授業料等の留学費用や滞在費、または治療費や入院費等は「旅行」に計上します。

工事に係る取引を計上します。現地や第三国で調達した資材に対する支出、下請けに発注した際の工事代金、現地工事事務所等で支出する経常的経費（現地スタッフの人件費、光熱費、消耗品代等）を含みます。例えば、居住者が外国で建設工事を行う場合、現地でかかる資材費、人件費、設備費等の支払を「支払」に計上し、現地施主から受け取る工事代金を「受取」に計上します。

1.A.b.3.4 保険・年金サービス

様々な形態の保険や年金を提供するサービスのほか、これに付随するサービスの取引を計上します。

保険サービスの対価は、大まかな仕組みとしては、契約者が保険会社に支払う保険料から契約者が受け取る保険金を差し引いた、保険会社の取り分に相当します。もっとも、保険金の受払額は期によって変動しやすいことから、わが国の国際収支統計においては、保険料に保険サービス比率を乗じる推計方法を採用しています。

なお、国際収支統計では、保険サービスを控除した純保険料、および保険金については、契約の種類に応じて以下の項目に計上します。すなわち、非生命保険については、保険料の見合いとなる権利（保険金請求権）は偶発的であるため、移転として捉え、「第二次所得収支」の「一般政府以外」の「その他経常移転」に計上します。一方、生命保険については、契約者が保険会社で運用している金融資産であるとして「金融収支」の中で「その他投資」の「保険・年金準備金」に計上します。

1.A.b.3.5 金融サービス

金融仲介およびこれに付随するサービスの取引を計上します。例えば、信用状開設、融資枠設定、保証、外国為替等の銀行業務に係る手数料や、証券取引、デリバティブ取引、資産管理に係る手数料です。遅延損害金や期限前返済の手数料を含みます。

また、以下のような預貸利子や金融商品の売買代金に含まれる利鞘の形で間接的に徴収される手数料についても、金融サービスとして計上します。

① 間接的に計測される金融仲介サービス（Financial Intermediation Services Indirectly Measured、以下「FISIM」）

銀行等の金融機関は貸付業務や預金業務を通じて資金仲介サービスを提供していますが、そのサービス料は、貸付金利や預金金利の利鞘の一部として間接

的に徴収される場合が一般的です。

わが国の国際収支統計では、預金取扱機関が行う非居住者向けの貸付、および非金融法人等による非居住者金融機関への預金について、FISIM を推計し計上しています。

② ディーラー・マージン

金融商品取引に係る手数料には、明示的に課金される取引手数料のほか、売買スプレッドを通じて間接的に徴収される取引手数料（ディーラー・マージン）があります。

わが国の国際収支統計では、債券売買額に当該商品の平均的な売買スプレッドを乗じることにより後者を推計し計上します。なお、これに伴い、「金融収支」の「証券投資」には売買代金からディーラー・マージン分を控除した金額を計上しています。

1.A.b.3.6 知的財産権等使用料

研究開発やマーケティングによって生じた財産権の使用料のほか、著作物の複製・頒布権料、上映・放映権料等を計上します。わが国では、「産業財産権等使用料」と「著作権等使用料」という独自の区分を設けています。

1.A.b.3.6.1 産業財産権等使用料

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の使用料のほか、ノウハウ（技術情報）の使用料やフランチャイズ加盟に伴う各種費用、販売権の許諾・設定に伴う受払等を計上します。こうした権利に関する技術、経営指導料を含みます。

1.A.b.3.6.2 著作権等使用料

ソフトウェア、音楽、映像等を複製・頒布するための使用権料、著作物（文芸、学術、美術、音楽、映像、キャラクター等）の使用料、上映・放映権料、配給権料、映画のビデオ化に関する代金等を計上します。

1.A.b.3.7 通信・コンピュータ・情報サービス

IT（情報技術）に関連したサービス取引を計上します。この項目は、さらに「通信サービス」、「コンピュータサービス」および「情報サービス」に区分します。

1.A.b.3.7.1 通信サービス

電話、テレックス、衛星、インターネットといった通信手段の利用代金を計上します。基幹通信網の利用代金を含みます。

1.A.b.3.7.2 コンピュータサービス

コンピュータによる情報処理、OS やアプリケーション等ソフトウェアの委託開発、ウェブページ的设计・製作、ハードウェアのコンサルティング・維持修理、ハードウェアの設置・ソフトウェアのインストール等のサービス取引を計上します。

1.A.b.3.7.3 情報サービス

報道機関によるニュース配信のほか、音声・映像やソフトウェア以外のコンテンツをオンラインで提供するサービスの取引を計上します。データベース、検索エンジン、図書館・アーカイブに係るサービス取引も含みます。

1.A.b.3.8 その他業務サービス

上記以外の様々な事業者向けサービスの取引を計上します。この項目は、さらに「研究開発サービス」、「専門・経営コンサルティングサービス」および「技術・貿易関連・その他業務サービス」に区分します。

1.A.b.3.8.1 研究開発サービス

研究開発（基礎研究、応用研究、新製品開発等）に係るサービス取引のほか、研究開発の成果である産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）の売買を計上します。

1.A.b.3.8.2 専門・経営コンサルティングサービス

法務、会計・経営コンサルティング、広報、広告・市場調査に係るサービス取引を計上します。

1.A.b.3.8.3 技術・貿易関連・その他業務サービス

建築、工学等の技術サービス、農業、鉱業サービス、オペレーショナルリースサービス、貿易関連サービス、その他の専門業務サービスの取引を計上します。

1.A.b.3.9 個人・文化・娯楽サービス

個人向けサービスや文化・娯楽に関連したサービスの取引を計上します。この項目は、さらに「音響映像・関連サービス」と「その他個人・文化・娯楽サービス」に区分します。

1.A.b.3.9.1 音響映像・関連サービス

映画、ラジオ・テレビ番組、音楽録音の制作に係るサービス取引のほか、演劇・音楽の公演、スポーツイベント、サーカス等の興行に係るサービス取引（会場・広告宣伝費、出演者、ディレクター、プロデューサーの報酬等）を計上します。

1.A.b.3.9.2 その他個人・文化・娯楽サービス

教育（通信教育、テレビ・インターネットを介した教育）や文化活動（美術館、博物館等）に関連したサービス取引のほか、スポーツ競技会に係る費用（選手の報酬・賞金や参加料）を計上します。

1.A.b.3.10 公的サービス等

在外公館や駐留軍の経費⁶のほか、政府や国際機関が行うサービス取引のうち他の項目に該当しないものを計上します。自衛隊による海外での支援活動等を含みます。

1.B 第一次所得収支

生産過程に関連した所得および財産所得を計上します。「雇用者報酬」、「投資収益」および「その他第一次所得」に区分します。

1.B.1 雇用者報酬

企業と雇用関係にある個人が労働の対価として得た報酬を計上します。雇用関係がない場合は、自営の個人が提供するサービスとして扱います。

わが国の統計における「雇用者報酬」の主な事例としては、在外日本公館が現地職員に支払う給与や在日外国公館から居住者が受け取る給与のほか、居住

⁶ 在外公館や駐留軍が調達する財貨・サービスは、建設に係るものを除き、すべてこの項目に計上します。公的支出のほか、職員や家族の個人的支出も含みます。

者が運航する船舶や航空機で働いている非居住者乗務員に支払われる給与、非居住者が運航する船舶や航空機で働いている居住者乗務員が受け取る給与があります。

1.B.2 投資収益

金融資産提供の対価である配当金や利子等を計上します。「直接投資収益」、「証券投資収益」および「その他投資収益」に区分します。

1.B.2.1 直接投資収益

直接投資の資産負債から生じる投資収益を計上します（直接投資の定義については、「金融収支」の「直接投資」をご覧ください）。

所得の源泉となった直接投資の形態により、「出資所得」と「利子所得」に区分し、さらに「出資所得」については「配当金・配分済支店収益」と「再投資収益」に区分します。

1.B.2.1.1 出資所得

1.B.2.1.1.1 配当金・配分済支店収益

直接投資家と直接投資企業の間で受払された利益配当金⁷、および支店の収益のうち本社に送金されたものを計上します。

1.B.2.1.1.2 再投資収益

国際収支統計では、直接投資企業が稼得した営業利益のうち、投資家に配分されずに内部留保として積み立てられたものを投資家に帰属する持分とみなし、その持分が一旦投資家に配分された後、直ちに再投資されたものとして、この項目と「直接投資」の「収益の再投資」に同額を計上します。

1.B.2.1.2 利子所得

直接投資家と直接投資先（間接出資先を含みます）との間および兄弟会社間の貸付・借入利子や債券利子を計上します。

⁷ 利益配当金以外の配当金（清算配当金、資本の取崩しによる配当金等）は、投下資本の回収として「金融収支」の中で「直接投資」の「株式資本」に計上します。

1.B.2.2 証券投資収益

配当金や債券利子のうち、「直接投資収益」に該当しないものを計上します。

「配当金」と「債券利子」に区分し、さらに、「配当金」は「株式に係る配当金」と「投資ファンド持分に係る投資収益」に、「債券利子」は「中長期債」と「短期債」に区分します。これらの内訳項目は、「金融収支」における「証券投資」の区分に対応しています。

1.B.2.2.1 配当金

1.B.2.2.1.1 株式に係る配当金

「直接投資収益」に該当するものを除いた、株式に係る利益配当金を計上します。

1.B.2.2.1.2 投資ファンド持分に係る投資収益

「直接投資収益」に該当するものを除いた、投資信託（会社型、契約型の双方を含みます）の収益分配金を計上します。

1.B.2.2.2 債券利子

「直接投資収益」に該当するものを除いた債券利子を、「中長期債」と「短期債」に区分して計上します。なお、割引債については、統計に計上すべき時期には送金が発生しないため、利子相当額を推計して統計に計上します（同額を「証券投資」に対応計上します）。

1.B.2.3 その他投資収益

「直接投資収益」や「証券投資収益」に該当しない投資収益を計上します。

「出資所得」と「利子所得」に区分します。わが国では、「利子所得」を「貿易信用利子」、「貸付・借入利子」、「預金利子」および「その他」に区分しています。これらの内訳項目は、「金融収支」における「その他投資」の区分に対応しています。

1.B.2.3.1 出資所得

パートナーシップ・組合等の団体に対する出資から生じる収益分配金等を計上します。

1.B.2.3.2 利子所得

1.B.2.3.2.1 貿易信用利子

貿易信用の供与や享受から生じる利子を計上します。

1.B.2.3.2.2 貸付・借入利子

「貸付／借入」から生じる利子のうち、「直接投資収益」に該当しないものを計上します。ファイナンスリースのリース料のうち利子に相当する部分を含みます。

1.B.2.3.2.3 預金利子

預金から生じる利子を計上します。

1.B.2.3.2.4 その他

上記以外の投資収益を計上します。証券貸借取引の貸借料を含みます。

1.B.3 その他第一次所得

天然資源の賃貸料（鉱業権の使用料等）のほか、生産物・生産に課される税（石油・天然ガス等の採掘量・油価等に応じて課される税金等）や補助金を計上します。上記税の還付金を含みます。

<表 2> 各種税の計上方法

		わが国政府が非居住者に課す場合	居住者が外国政府から課される場合
所得税等経常税	「第二次所得収支」	「一般政府」	「一般政府以外」
相続税・贈与税等資本移転に課される税	「資本移転等収支」 —「資本移転」		
生産物・生産に課される税	「第一次所得収支」—「その他第一次所得」		

1.C 第二次所得収支

経常移転による所得の再配分を計上します。「移転」とは、「交換」と対比される取引の概念であり、当事者の一方が経済的価値のあるもの（財貨、サービス、金融資産、非金融非生産資産）を無償で相手方に提供する取引を指します。国際収支統計は複式計上を採用しており、無償で提供されたものと見合う

価値をこの項目に記録します⁸。

居住者の部門によって「一般政府」と「一般政府以外」に区分します。

1.C.1 一般政府

政府等（中央政府のほか、地方政府、社会保障基金を含む）による経常移転取引を計上します。わが国では、「無償資金協力」と「国際機関分担金等」という内訳項目を独自に設けています。

このほか、社会保険料の受取や社会保険金の支払、わが国政府が非居住者の所得等に課す経常税の受取や還付金の支払を含みます。

1.C.2 一般政府以外

「個人間移転」と「その他経常移転」に区分します。

「個人間移転」には、労働者送金（外国で雇用され、その国で居住者として扱われることとなった個人が、そこで稼得した報酬を出身国等にいる家族や親族に対して送金するケース）等を計上します。

「その他経常移転」には、個人間以外の贈与・損害賠償金、民間の災害救助、海外支店等の社員に対する本社からの給与支払、非生命保険の保険料・保険金の受払、慈善・宗教・科学・文化関連の各団体に対する定期的な拠出等を計上します。居住者が所得等に対して外国政府から課される経常税や還付金の受払も含みます。

2 資本移転等収支

「資本移転」と「非金融非生産資産の取得処分」を計上します。

2.A 資本移転

①資産（現金、在庫を除く）の所有権移転を伴う移転、②当事者の少なくとも一方が資産（同）を取得しまたは処分する義務を負う移転（例えば、いわゆる投資贈与）および③債務免除を計上します。

⁸ 「移転」は、提供されたものの性質や用途により、「経常移転」と「資本移転」に区分します。「資本移転」については、2.A をご覧ください。

居住者の部門によって「一般政府」と「一般政府以外」に区分します。

2.A.1 一般政府

政府等による資本移転取引を計上します。取引の内容によって「債務免除」と「その他資本移転」に区分し、さらにわが国では、後者から「無償資金協力」を切り出して独自に項目を設けています。

債務免除とは、債権者と債務者の契約上の合意によって債務の全額または一部を任意で免除することです。具体的にみると、対外貸付の返済を免除した場合、「金融収支」の該当項目において資産の減少を計上し、同額を「債務免除」の支払に計上します。

「無償資金協力」には、開発途上国の施設整備を支援するための資金援助等を計上します。

「その他資本移転」には、相続税・贈与税等資本移転に課される税や、国際機関に対する資金供与のうち貸付を業務とする基金等への拠出等を計上します。

2.A.2 一般政府以外

「債務免除」と「その他資本移転」に区分します。

「債務免除」の定義や計上方法は、「一般政府」と同じです。

「その他資本移転」には、民間部門が行う投資贈与、相続・遺贈に伴う資産の移転、外国政府への相続税・贈与税の支払等を計上します。

2.B 非金融非生産資産の取得処分

天然資源（鉱業権、土地等）、経済資産として認識される契約・リース・ライセンス（排出権、移籍金等）およびマーケティング資産（商標権等）の取引を計上します。

鉱業権や商標権の取引のうち、この項目に計上するのは権利の売買です。

3 金融収支

対外金融資産負債に係る取引を計上します。金融商品の分類をベースに当事

者同士の関係等を加味して、「直接投資」、「証券投資」、「金融派生商品」、「その他投資」および「外貨準備」に区分し、さらに、それぞれ「資産」（非居住者に対する債権）と「負債」（非居住者に対する債務）に区分します（「外貨準備」は、性質上、「資産」のみです）。

「証券投資」、「金融派生商品」および「その他投資」については、居住者（資産は債権者、負債は債務者）の属する部門に応じて、「中央銀行」、「預金取扱機関」、「一般政府」および「その他部門」に区分し、「その他部門」は、さらに「その他金融機関」と「非金融法人、家計および対家計民間非営利団体」に区分します⁹。

また、「証券投資」と「その他投資」のうち、負債性の金融商品については、原契約の期間に応じて長期と短期に区分¹⁰します。

「金融収支」には、為替や市況の変動による資産の評価増減や既存の資産の分類替え（例えば、同じ外国企業の株式の追加購入によって生じた、「証券投資」から「直接投資」への分類替え）等、取引を反映しない保有額の増減は計上しません。こうした増減は、「対外資産負債残高」の増減において、「為替要因」や「その他要因」として現れます。一方、例えば、政府が民間部門の債務を肩代わりした結果、対外債務者の部門が変わった場合や、短期の借入契約を長期に変更した場合は、当事者の合意に基づく取引として、既存の債務の消滅と新たな債務の発生を統計に反映します。

ここで統計に計上すべき「金融資産負債」とは、法的に実在する現実の債権債務を表すものに限られており、例えば、信用供与枠の設定は、統計には反映しません。

「金融収支」には、「経常収支」と異なり、ある資産について一定の期間中に発生した取得と処分の差額（ネット）を計上しています。したがって、例えば、非居住者による日本の国債の売買は、非居住者による国債の購入と売却を合算したネットについて、プラスであれば（非居住者の取得超）負債の増加として、マイナスであれば（非居住者の処分超）負債の減少として計上します。

⁹ 預金・為替業務を行わない公的金融法人について、わが国では「一般政府」に分類しています。

¹⁰ 要求払または満期が1年以内のものを「短期」、満期が1年超または期限の定めのないもの（要求払を除く）を「長期」に分類します。

3.A 直接投資

国際収支マニュアルでは、直接投資の定義を「ある国の居住者（直接投資家）が、他の国にある企業（直接投資企業）に対して支配または重要な影響を及ぼすことに関連したクロスボーダー投資」としています¹¹。

わが国の国際収支統計では、議決権の割合が10%以上の法人・組合のほか支店を「直接投資企業」として扱っており、また、祖父・孫会社、兄弟会社間の投資も直接投資に計上しています。このほか、居住者による海外不動産の取得処分および非居住者による国内不動産の取得処分についても、直接投資に計上します。

「直接投資」には、直接投資関係を設立する当初の取引および直接投資関係にある者の間で行われるその後のすべての取引を計上します。こうした取引は、投下資本の形態に応じて、「株式資本」、「収益の再投資」および「負債性資本」に区分します。

3.A.1 株式資本

直接投資企業の株式、支店の出資持分およびその他の資本拠出金を計上します（資本準備金も含みます）。子会社が親会社の株式を取得し、それが親会社の議決権の10%に満たない場合も、この項目に計上します。

また、居住者による海外の不動産売買および非居住者による国内の不動産売買も、この項目に計上します。

3.A.2 収益の再投資

直接投資企業の未配分収益のうち、直接投資家の出資比率に応じた取り分を計上します。直接投資企業の未配分収益は、いったん直接投資家に配分されたあと、再び当該投資家によって資本投下されたものとみなして計上するため、この項目には「直接投資収益」に計上した「再投資収益」と同額を計上します。

¹¹ 直接投資関係の具体的な範囲については、「直接投資家が議決権の10%以上をもたらすような株式・持分を持つ場合に支配や影響が生じる」としたうえで、「直接投資家は直接投資関係の連鎖を通じて間接的に支配や影響を及ぼすことができる」とし、さらに、「互いに支配し影響する関係にはないが、双方が同一の投資家に支配や影響を受けていることで生じる関係」（兄弟会社）も直接投資関係に含めることとしています。

3.A.3 負債性資本

直接投資関係にある当事者間の資金貸借や債券の取得処分等¹²を計上します。直接の出資関係にある者のほか、祖父・孫会社、兄弟会社等との取引を含みません。

3.B 証券投資

株式や債券といった証券の取引のうち、「直接投資」や「外貨準備」に該当しないものを計上します。

「証券投資」の「資産」には非居住者発行証券の取引を、「負債」には居住者発行証券の取引を計上します。「資産」と「負債」は、それぞれ証券種類に応じて「株式・投資ファンド持分」と「債券」に区分し、さらに、前者は「株式」と「投資ファンド持分」に、後者は「中長期債」と「短期債」に区分します。また、こうした証券種類ごとに部門の区分を設けており、「資産」は証券の保有者（取引を行った居住者）が属する部門、「負債」は証券の発行体が属する部門を基準に区分します。

3.B.1 株式・投資ファンド持分

3.B.1.1 株式

上場、非上場を問わず、株式の取引を計上します。

3.B.1.2 投資ファンド持分

投資信託（会社型、契約型のいずれも含まれます）の取引を計上します。但し、会社型投資信託に対する投資が議決権の10%以上となる場合は、「直接投資」の「株式資本」に計上します。

3.B.2 債券

3.B.2.1 中長期債

発行から満期までの期間が1年超の証券の取引を計上します。わが国では、「証券売買」と「円建外債等の発行時取得」（資産）／「外債の発行」（負債）に区分します。

¹² 預金や貿易信用の取引については、わが国では「その他投資」に計上します。

「証券売買」には、通常の売買や償還を計上するほか、割引債の利子相当額についても「第一次所得収支」の「証券投資収益」に計上した金額をここに対応計上します。また、転換社債の株式転換やワラントの権利行使に伴う証券の代用払込みも、証券の処分として計上します。

3.B.2.2 短期債

発行から満期までの期間が1年以下の証券の取引を計上します。例えば、TB、CP、CD（海外発行分のみ）、貿易手形の取引です。中長期債と同様、通常の売買のほか証券の発行・償還、割引債の利子相当額を含みます。

3.C 金融派生商品

金融派生商品とは、他の金融商品や指数、商品に連動する金融商品です。金融派生商品を通じて特定の金融リスク（金利リスク、為替リスク、株価・商品価格リスク、信用リスク等）を金融市場で取引することができます。

具体的には、オプションのプレミアム・売買差損益、新株予約権等、先物・先渡取引の売買差損益、通貨スワップの元本交換差額、スワップ取引の金利・配当金・キャピタルゲイン等を計上します。

3.D その他投資

「直接投資」、「証券投資」、「金融派生商品」および「外貨準備」のいずれにも該当しない金融取引をすべて計上します。他のカテゴリーと同様、居住者の債権に係る対外取引は「資産」に、居住者の債務に係る対外取引は「負債」に計上します。「その他投資」は、「持分」、「現・預金」、「貸付／借入」、「保険・年金準備金」、「貿易信用・前払」、「その他資産／その他負債」および「特別引出権（SDR）＜負債のみ＞」に区分し、このうち、「貸付／借入」、「貿易信用・前払」および「その他資産／その他負債」は、原契約期間によって「長期」（1年超）と「短期」（1年以下）に区分します。

3.D.1 持分

証券の形態を取らず、かつ、「直接投資」にも「外貨準備」にも該当しない持分の取引を計上します。わが国独自の内訳項目として、「国際機関出資」を設けています。

組合への出資やその回収もこの項目に計上します。例えば、わが国の投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、民法上の組合、匿名組合や、これらに類似する外国の組合（リミテッド・パートナーシップ等）への出資です。

3.D.2 現・預金

この項目に計上する現金は、一般に支払手段として使用されている流通貨幣です。なお、流通していない記念硬貨や紙幣は財貨とみなし、それらの取引は「貿易収支」に計上します。

預金は、決済機能のある要求払預金のほか、流通性のない預金証書で表されるあらゆる債権の取引を計上します。金融派生商品取引に伴う担保金や証拠金の受払も含みます。また、金やプラチナ等の金属を海外の銀行等に開設した不特定口座（金属を寄託する口座のうち、当該金属が番号や商標、重量等で特定されていないもの）を通じて取引する場合も、預金取引として扱います¹³。なお、わが国では、国内発行の譲渡性預金証書（CD）は、指名債権であり流通性がないため、「証券投資」ではなく「現・預金」に計上しています。

3.D.3 貸付／借入

貸し手（債権者）が直接借り手（債務者）に資金を貸与することによって生じた、流通性のない書面で証明される金融資産を計上します。「資産」には居住者の非居住者に対する貸付を計上し、「負債」には居住者の非居住者からの借入を計上します。金融機関や事業法人等による通常の資金貸借¹⁴のほか、輸出者以外の者（銀行等）が貿易の決済資金を輸入者に融資する場合（バイヤーズクレジット等）、公的金融法人による外国政府への円借款等を含みます。

3.D.4 保険・年金準備金

非生命保険契約において、通常、保険料は保険期間の開始前に支払われる一方、保険金は保険事故の発生後に支払われます。保険会社は、こうした保険料の前払と事故発生済未払の保険金に応じた準備金を認識しています。国際収支マニュアルでは、この準備金を保険会社の負債（保険契約者の資産）として扱い、その変動を金融取引として計上することとしています。また、生命保険契約や年金制度についても、同様に、準備金の変動（受取人や契約者に対する推

¹³ 不特定口座は、実物の金属の所有権ではなく、同質・同量の金属に対する引渡請求権を表していることから、国際収支統計では金融資産として扱います。

¹⁴ 直接投資関係にある企業間の資金貸借についても、双方が金融会社である場合はこの項目に含まれます。

計債務の期中発生分)を金融取引として計上することとしています。

わが国では、上記のうち非生命保険における保険料の前払および生命保険・年金の準備金変動について推計を行い、統計に計上します。

3.D.5 貿易信用・前払

輸出者が直接取引の相手方に信用を供与する場合や、前払金・前受金の授受に係る債権・債務の発生・消滅を計上します。

3.D.6 その他資産／その他負債

「貿易信用・前払」やその他の金融商品に該当しない未収金や未払金を計上します。例えば、証券投資については約定時点で取引を計上していることから、証券取引の約定と決済の期ずれによって生じる未収・未払金をこの項目に計上します。また、保険金の支払や保証の履行に伴って発生した求償権も含まれます。

3.D.7 特別引出権 (SDR) <負債のみ>

特別引出権 (SDR) とは、IMF が創設した対外準備資産です (詳しくは「外貨準備」をご覧ください)。

IMF から加盟国が SDR の配分を受けた場合、加盟国は、「外貨準備」の「特別引出権 (SDR)」に資産の増加を計上するとともに、この項目に負債の発生を計上します。SDR の配分が負債として扱われるのは、SDR は一定の状況において払い戻すことを求められ、また利子を発生させるためです。

3.E 外貨準備

通貨当局の管理下であり、国際収支のファイナンスや為替介入のために直ちに利用できる対外資産を計上します。わが国の国際収支統計では、外国為替特別会計や日本銀行が保有する資産で、外貨準備として保有されているものの増減を計上します。

3.E.1 貨幣用金

通貨当局が外貨準備として保有する金の取引を計上します。

3.E.2 特別引出権 (SDR)

SDR とは、金や外貨を補う国際的準備資産として IMF が創設したもので、IMF

加盟国のうち SDR 会計参加国に対して、それぞれの出資割当額に比例して計画的に配分されています。各国は、国際収支が悪化した場合に SDR と引換えに他国から外貨を入手することができるほか、取引や決済に直接使用することもできます。国際収支統計には、他国との受払のほか、IMF による配分を計上します。

3.E.3 IMF リザーブポジション

加盟国が引出可能であるリザーブトランシュと、IMF が随時返済を保証した借入協定に基づく対 IMF 貸付債権を計上します。リザーブトランシュとは、加盟国の出資割当額のうち自国通貨以外の通貨により構成される部分で、加盟国はこの範囲内で他国通貨を引き出すことができます。リザーブトランシュの引出は加盟国が自由に行うことができ、手数料や買戻しの義務も課せられないことから、「通貨当局が制約なしに使用することができる準備資産」として外貨準備に該当します。

3.E.4 その他外貨準備

証券や預金等を計上します。